

令和4年度環境対応車導入促進助成事業の手続き
(都道府県トラック協会用)

(公社) 全日本トラック協会

実施要領14.(4)に定める、令和4年度における環境対応車導入促進助成事業に係る都道府県トラック協会(地方ト協)の手続きの詳細は、以下のとおりとする。

1. 交付申請

(1) 手順

- ・地方ト協は、車両を登録する前に、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(様式1)に代えて、5枚複写式の「全ト協様式1(第6条関係)」を全ト協に提出することができる。
- ・申請車両の型式の確認のため、買取り、リースともに見積書(写)を添付すること。

■提出書類：全ト協様式1(第6条関係) ※2～4枚目を全ト協に提出

- [1枚目] 都道府県トラック協会控
- [2枚目] 全日本トラック協会控
- [3枚目] 交付決定通知書 「全ト協様式2(第7条関係)」
- [4枚目] 環境優良車普及機構(LEVO)控
- [5枚目] 申請者控

■添付書類：見積書(写) ※買取り、リースともに提出すること

- ・リース導入の場合、利用できるリース事業者は以下のとおりとする。

車 種	利用できるリース事業者
実施要領3(1)に該当する天然ガス自動車	環境優良車普及機構(LEVO)
実施要領3(1)に該当するハイブリッド自動車 実施要領3(2)に該当するすべての自動車	環境優良者普及機構(LEVO) 自動車リース事業者

(2) 助成対象車両および助成額

- ・助成対象車両の車両型式およびその助成額については、年度初めに全ト協より地方ト協担当者に通知する。
- ・年度内に車両型式の追加があった場合は、全ト協より地方ト協担当者に速やかに通知する。

(3) 交付申請書の提出期限

- ・令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）（必着）
- ・ただし、継続して助成事業が実施できるよう、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認めることとし、その受付期限は7月29日（金）とする。

2. 交付決定

- ・全ト協は交付申請書を受領し、申請書および添付書類を確認後、おおむね10日毎に交付決定を行う。
- ・全ト協は交付決定後、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」（様式2）に代えて、5枚複写式の「全ト協様式2（第7条関係）」交付決定通知書を地方ト協に送付することができる。

3. 実績報告および助成金請求

(1) 買取りの場合

- ・地方ト協は、助成対象事業者から地方ト協へ提出された実績報告書の受領日から1ヶ月以内もしくは令和5年4月5日（水）のいずれか早い日までに、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書（買取り）」（様式3-2）を全ト協に提出すること。

■提出書類：「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書（買取り）」（様式3-2）

■添付書類：

- ① 自動車検査証（写）等
- ② 車両代金の領収書等（写）

※車台番号等の記載により導入車両を確認できること。

※収入印紙付き領収書のほか、金融機関の窓口での支払いを証する振込受付書等も含む（金融機関の出納印必須／ATMの利用明細書は不可）。

③（割賦の場合）割賦販売契約書（写）

※契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

④（電気自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

（2）リースの場合

- ・地方ト協は、助成対象事業者から地方ト協へ提出された実績報告書の受領日から1ヶ月以内もしくは令和5年4月5日（水）のいずれか早い日までに、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）」（様式3-1）を全ト協に提出すること。

■提出書類：「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）」（様式3-1）

■添付書類：

① 自動車検査証（写）等

② リース契約書（写）

※リース契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

※転貸リースの場合は、中間会社の契約書等も含めて添付すること。

③（電気自動車の場合）車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

4. 助成金の支払い

- ・助成金の支払いについて、買取りの場合には地方ト協からの実績報告書の内容を、リースの場合には地方ト協からの実績報告書とリース事業者からの請求書の内容を、それぞれ照合・審査の上、買取りの場合には地方ト協に対し、リースの場合にはリース事業者に対し、それぞれ助成金を支払う。
- ・助成金の支払いについては、原則として、月末締め、翌月末の支払いとする。但し、土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その後の平日とする。

5. 変更および取下げ

- ・ 交付決定後に申請内容を変更する場合及び導入を中止する場合、地方ト協はあらかじめ全ト協に報告したうえで、下記に示す書類を速やかに全ト協に提出すること。

【変更】

提出書類	取扱い例
様式4： 環境対応車導入促進助成金 交付申請変更届出書	・ 車両型式の変更 ・ 申請台数の変更 ・ 使用の本拠の位置の変更、但し、同一都道府県内に限る。 ・ 大幅な事業完了日の変更

【取下げ】

提出書類	取扱い例
様式5： 環境対応車導入促進助成金 交付申請取下届出書	・ 助成額の増額を伴う変更 ・ 導入の中止 ・ その他変更届で対応できない事項

6. 財産の処分制限等

(1) 助成金の返還

- ・ 交付要綱第11条及び第11条の2並びに第12条に該当する場合は、原則として、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する額の助成金の返還（原則として月数割り）を求める。
- ・ この場合、地方ト協は、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書」（様式6）を速やかに全ト協に提出すること。
- ・ 全ト協は、届出の内容を審査のうえ、買取りの場合には地方ト協に対し、リースの場合にはリース事業者に対し、それぞれ助成金の返還を求める。

(2) 助成金の返還の免除

- ・ 地方ト協及び国が財産の処分を承認し、全ト協が以下に該当すると判断した場合は、助成金返還の対象としない。ただし、助成金の交付対象車両は永久抹消登録とすることを条件とする。

① 財産処分の理由が自己の責によらないと判断されるもの

② 財産処分の理由がやむを得ないものと判断されるもの

- ・なお、助成金返還が免除される場合であっても、「環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書」(様式6)及び、全ト協の求める添付書類を提出すること。
- ・全ト協が助成金返還を求めないことを決定した場合、全ト協から事業者の所属する地方ト協に対してその内容を通知する。
- ・地方ト協はその内容を、事業者またはリース事業者に対し通知すること。

【財産処分等の取扱い】

		地方ト協→全ト協	全ト協→地方ト協	返還請求先
助成金交付前		様式5： 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書	—	—
助成金交付後	買取り	様式6： 環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書	環境対応車導入促進助成事業に係る助成金の返還について(通知)	地方ト協
	リース			リース会社

7. そのほか留意事項

- ① トラック協会非会員事業者に対する助成は行わない。
- ② 本手続き内容に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

以上